

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 菰野町の現状

(1) 菰野町の災害リスク

三重県菰野町は三重県北勢地域にあり、鈴鹿山脈の東側に沿った中山間地域と、当町東隣にある四日市市からつづく田園地帯で構成されている。伊勢湾の海岸線からは10km以上離れ、地震等による津波のリスクは極めて小さい地域である。

ただ、台風や記録的な集中豪雨による風水害のリスクはあり、本年9月6日未明の記録的な集中豪雨で田口川や杉谷川の堤防が決壊し、近隣の田畑や一部民家が浸水した。また、海蔵川では増水のため、橋が落下する事態に陥っている。

菰野町内北部には朝明川、南部には三滝川という河川が流れている。さらには、朝明川には焼合川、田光川、田口川等が、三滝川には金溪川等の支流が流れており、三重県が公表した洪水浸水想定区域図によると、その流域には浸水リスクがある。また、菰野町東部は鈴鹿山脈沿いに集落や温泉地が点在しており、これらの地域には土砂災害リスクがある。

(浸水：ハザードマップ)

三重県が公表した洪水浸水想定区域図によると、当会の北側を流れる三滝川の下流域で最大3m以上の浸水が予想される。浸水については一部集落及び学校等が含まれるが、多くは水田となっている。

(土砂災害：ハザードマップ)

三重県土石災害情報提供システムによると、鈴鹿山麓沿いの中山間地域である朝上地区、千種地区、湯の山地区では土砂災害警戒区域等に指定されている。特に、湯の山地区は急傾斜地や溪流が多く存在し、観光地である湯の山温泉の旅館街はこの地域にある。

(地震：ハザードマップ)

政府の地震調査委員会によると、今後30年以内に南海トラフ地震が発生する確率が70%~80%と言われている。菰野町内で、この南海トラフ地震が発生すると、菰野町内の大部分では震度6弱、特に地盤が弱いところでは震度6強の揺れが襲うと予想されている。ただ、菰野町内は内陸部にあり、海岸部がないため、津波の被害はないものと考えられている。

(2) 商工業の状況

- ・商工業者数 1, 137事業所 (平成31年3月末現在)
- ・小規模事業者数 1, 027事業所 (平成31年3月末現在)

内訳

業種	商工業者	小規模事業者	備考 (事業所の立地状況)	
商工業者	製造業	203	167	菰野町朝上地区、千種地区、竹永地区に多く立地している
	建設業	293	286	菰野町全域に広く分布している
	商業	260	223	菰野町南部の菰野地域に多い
	サービス業	381	351	菰野町全域に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 当町の取組

項目	取組年月	備考
防災ラジオの配付	平成26年2月	
菰野町行政情報メール	平成24年4月	
菰野町防災マップ作製	令和2年3月	令和2年3月全戸配付予定

2) 当会の取組

項目	年月	備考
防災ラジオの設置	平成26年2月	

菰野町商工会としては特に事業者BCP等に関する取り組みは行ってこなかった。

II 課題

- ・現状では、緊急時の取組や協力体制等が構築されておらず、具体的な組織体制やマニュアルすら整備されていない。加えて、平時・緊急時の対応を推進するノウハウを持った人員が不在である。
- ・防災ラジオを設置して、防災情報の広報体制は整っているが、対応策が未整備である。
- ・保険・共済に関する助言を行える当会経営指導員等職員が不足であるという課題が浮き彫りとなっている。

III 目標

○実施目標

項目	目的	目標
事前対策の必要性を周知	地域内の小規模事業者に対し災害リスクを認識させる	セミナー開催 年1回
協力体制マニュアルの整備	当会と当町との間に発災時における連絡を円滑に行うマニュアルの整備	協議会開催 年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と、発災後速やかな復興支援策が行える体制の構築	協議会開催 年1回
保険・共済に対する助言	保険・共済に対する助言を行える経営指導員等職員の育成	研修会開催 年1回

※ その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県に報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年 4月 1日 ～ 令和7年 3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

・ 当会と当町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・ 巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・ 会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・ 小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・ 事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・ 当会は、令和元年11月に事業継続力強化計画を策定。（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・ 専門家派遣制度を創設し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・ 関係機関への普及啓発ポスター掲示依頼、セミナー等を共催する。
- ・ 菰野町商工会事業継続計画、別表2記載のとおり。

4) フォローアップ

- ・ 小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認。
- ・ （仮称）菰野町事業継続力強化支援協議会（構成員：当会、当町 etc.）を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・ 自然災害（マグニチュード8クラスの地震）が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

- ・ 自然災害等による発災時には、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・ 発災後1時間以内に職員の安否報告を行う。
（SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会と当町で共有する。）

2) 応急対策の方針決定

- ・ 当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
(豪雨における例) 職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・ 職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・ 大まかな被害状況を確認し、1日以内に情報共有する。

(例：被害規模の目安は以下を想定)

被害状況	被災内容
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内10%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・ 地区内1%程度の事業所で、「屋根が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・ 地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・ 目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

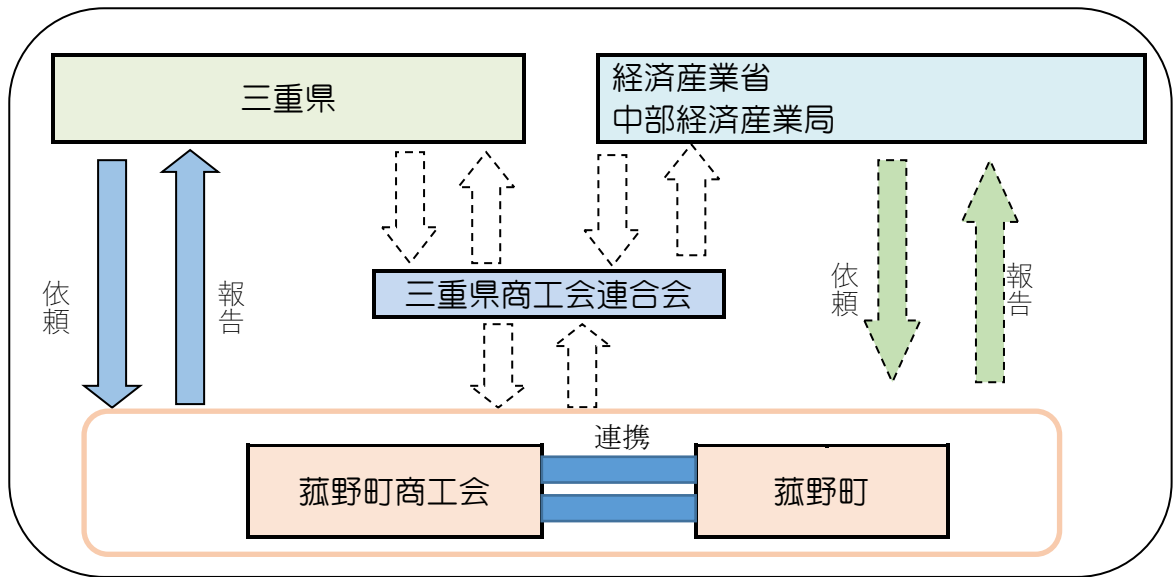
- ・ 本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害情報等を共有する。

被災後の期間	被害情報交換頻度
発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～3ヶ月	1日に1回共有する
3ヶ月以降	3日に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・ 自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・ 二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ・ 当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・ 当会と当町が共有した情報を、三重県の災害情報等報告取扱要領で指定する方法にて報告するほか、別途指示があった方法にて当会又は菟野町より三重県へ報告する。

災害情報等報告取扱要領の報告方法



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、菰野町と相談する（当会は、国や県の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や三重県、菰野町等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・国、三重県、菰野町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を、県や三重県商工会連合会等に相談する。

< 6. その他 >

- ・本計画は、菰野町商工会、菰野町のHP、広報誌等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

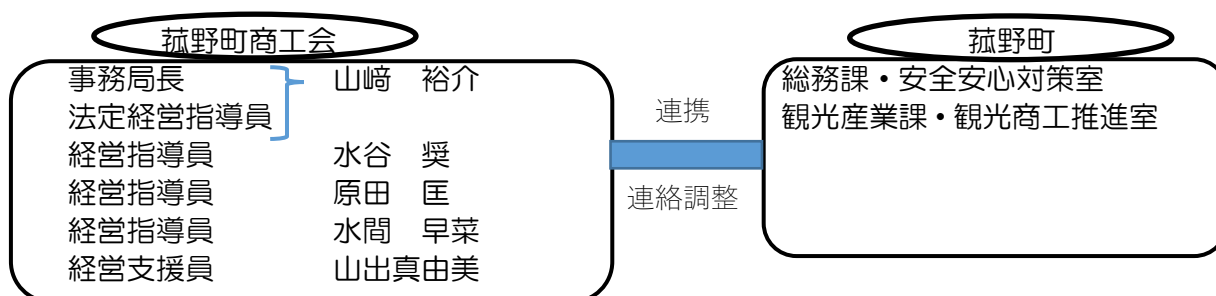
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和2年2月現在)

(1) 実施体制 (商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町の共同体制/経営指導員の関与体制等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先 山崎 裕介 (下記の(3)①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ(1年に1回以上)

(3) 商工会、関係市町連絡先

①菰野町商工会

〒510-1234 三重県三重郡菰野町福村871番地1

TEL: 059-393-1050

FAX: 059-393-4270

E-mail: y-yamazaki@mie-shokokai.or.jp

②菰野町役場

〒510-1253 三重県三重郡菰野町潤田1250番地

TEL: 059-391-1111

FAX: 059-394-3199

E-mail: keyaki@town.komono.mie.jp

(4) その他

- ・上記の内容に変更が生じた場合は、速やかに三重県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	300	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ 協議会運営費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	60	60	60	60	60
・ パンフ、チラシ 作製費	90	90	90	90	90

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・ 三重県補助金、菰野町補助金、会費収入、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
該当なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等